

陳 情	受 理 番 号	121	受 理 年 月 日	令和2年1月23日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	加齢性難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める陳情					

加齢性難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める陳情

高齢化が進むなかで、補聴器を必要とする多くの高齢者から補聴器が高価で、年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。我が国の難聴者は推計で1,430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に少なくなっています。その主な理由は、障がい者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円から50万円と高額のため、利用が困難になっていることがあります。

欧州諸国が補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して手厚い公的補助をしているが、日本では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応（障がい者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）で、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が強く求められています。こうしたことから、全国のいくつかの都市では、国の公的補助が出来ない中で、自治体独自の財政的補助事業を実施している事例もあります。

特に加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

加齢性難聴者に対する補聴器の普及向上により、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えます。以上のことから、下記のとおり、ぜひ実現されるよう陳情します。

記

加齢性難聴者の補聴器購入に係る那覇市独自の財政的補助事業を実施すること。

高齢者のための補聴器購入助成制度がる自治体

自治体名	対象	主な満たすべき条件	支給金額等
北海道・北見市	70歳以上	①両耳の聴力損失が40デシベル以上	標準型ポケット型を 支給
		②世帯全員が市民税非課税	
栃木県・宇都宮市	概ね65歳以上	①片耳の聴力レベルが55デシベル以上90デシベル未満、両耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満	補聴器、高度難聴用 ポケット型耳かけ型 を交付、生計中心者の 所得によって負担あり
		②医師が補聴器の使用を必要と認めている	
茨城県、古河市	65歳以上	①難聴による身体障害者手帳の交付を受けていない人	購入費の2分の1以内と し1万円まで、1回1台ま で
		②補聴器を購入した日において市内に住所を有する65歳以上の人でかつ現に市内に居住している人	
千葉県、船橋市	65歳以上	①医師が補聴器使用を必要と認める	購入に要する費用 上限2万円
		②生計中心者の所得税非課税	
		③聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない	
		④購入してから1年以内の補聴器であること	
千葉県浦安市	65歳以上	補聴器が必要な人、視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人	3万5千円まで 1回
東京、中央区	65歳以上	①一定の所得以下	3万5千円まで 1回
		②医師が補聴器の使用を必要と認めている人	
		③聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない人	
東京、江戸川区	65歳以上	①購入時から3か月以内に申請	2万円 1回
		②医師が補聴器の使用を必要と認めている	
		③住民税非課税の人	
東京、葛飾区	65歳以上	①住民税非課税	3万5千円まで 1回
		②医師が補聴器の使用を必要と認めている	
東京、江東区	65歳以上	区で定める所得以下で医師が必要と認めている	1人1台現物支給
東京、新宿区	70歳以上	医師が必要と認めている（手帳交付なし）	耳掛け型支給（自己負担あり）
東京、大田区	70歳以上	①住民税非課税	2万円 1回
		②医師が必要と認めている（手帳交付なし）	
愛知県、北名古屋市	70歳以上	①身障6級相当と医師が診断	6万以上は3万円 以下は半額
		②身障法により補聴器給付を受けている人対象外	
		出典 各市のホームページより	2018/12